

第 160 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

1 趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号）」が定められました。

そのため、省令の基準に合わせ、関連条例の一部を改正します。

2 改正する条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 60 号）
- (2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年条例第 61 号）
- (3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年条例第 62 号）

3 改正の概要

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「児童福祉施設基準条例」という。）

障害児入所施設及び児童発達支援センターについて以下の改正をします。

ア 感染症対策等の強化

食中毒の予防及び感染症のまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務付けます。（※ 3 年の経過措置あり）

イ 非常災害対策の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとします。また、非常災害対策（計画策定、関係機関との連絡体制の整備、救出等訓練の実施等）を義務付けます。

	現行	今回改正
① 消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける	努力義務	義務
② 非常災害に対する具体的な計画作成	努力義務	義務
③ 非常災害の発生時の関係機関への連絡体制の整備と定期的な職員への周知	(規定なし)	義務
④ 避難及び消火訓練の実施	毎月 1 回	毎月 1 回
⑤ 救出その他必要な訓練	(規定なし)	定期的
⑥ 訓練への地域住民の参加	(規定なし)	努力義務

ウ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合にも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施を義務付けます。（※ 3 年の経過措置あり）

(2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下「指定通所支援基準条例」という。)

児童発達支援等について以下の改正をします。

ア 感染症対策等の強化

児童福祉施設基準条例(1)アに同じ。

イ 非常災害対策の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとします。

	現行	今回改正
①消火設備その他非常災害に必要な設備を設ける	義務	義務
②非常災害に対する具体的な計画作成	義務	義務
③非常災害の発生時の関係機関への連絡体制の整備と定期的な従業者への周知	義務	義務
④避難訓練の実施	定期的	定期的
⑤救出その他必要な訓練の実施	定期的	定期的
⑥訓練への地域住民の参加	(規定なし)	努力義務

ウ 業務継続に向けた取組の強化

児童福祉施設基準条例(1)ウに同じ。

エ 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施を義務付けます。(※1年の経過措置あり)

	現行	今回改正
①生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為の禁止	義務	義務
②やむを得ず身体拘束等を行う場合、状況、時間、障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由などの記録	義務	義務
③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催及びその結果について、従業者に周知徹底	(規定なし)	義務
④身体拘束等の適正化のための指針の整備	(規定なし)	義務
⑤従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施	(規定なし)	義務

オ 虐待防止のさらなる推進

利用者の虐待の防止をさらに推進するため、その対策を検討する委員会の開催と検討結果の従業者への周知徹底、担当者の設置、従業者に対する研修の実施等を義務付けます。(※1年の経過措置あり)

	現行	今回改正
①虐待の禁止	義務	義務
②事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果について、従業者に周知徹底	(規定なし)	義務
③虐待防止にかかる担当者の設置	(規定なし)	義務
④従業者に対し、研修を定期的実施	(規定なし)	義務

カ ハラスメント対策の強化

安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整える観点から、法人内に相談窓口を設置するなどの、適切な就業環境維持（ハラスメント対策）を求めることとします。

キ 重要事項の備え付け

利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程等の重要事項を、事業所での掲示だけでなく、閲覧可能な形（ファイル等）で備え付け、自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとします。

	現行	今回改正
①運営規程等の重要事項の掲示	義務	義務
②運営規程等の重要事項の備え付けと自由な閲覧により掲示に代えること	(規定なし)	新設

ク テレビ会議等の活用

業務の効率化や感染防止の観点から、支援計画等の作成のための会議について、テレビ電話等を活用した会議等での開催を可とします。

ケ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの人員配置基準

人員基準の厳格化によりサービスの質を向上させる観点から、以下の変更を行います。

- ①置くべき従業者の要件から、障害福祉サービス経験者を削除します。(※2年の経過措置あり)
- ②人員配置基準中、日常生活を送るうえで恒常的に医療的ケアを必要とする障害児に医療的なケアを行う場合、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を置くことを義務付けます。

現行	今回改正
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達管理責任者 ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者、そのうちの半数以上が児童指導員又は保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達管理責任者 ・児童指導員又は保育士 ・看護職員（医療的ケアを行う場合）※

※医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合などは置かないことができることとします。

※看護職員が専従で営業時間を通じて配置されている場合、人員配置基準に含むことができますが、半数以上が児童指導員又は保育士である必要があります。

(3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「指定入所施設等基準条例」という。）

障害児入所施設について以下の改正をします。

ア 感染症対策等の強化

児童福祉施設基準条例(1)アに同じ。

イ 非常災害対策の強化

指定通所支援基準条例(2)イに同じ。

ウ 業務継続に向けた取組の強化

児童福祉施設基準条例(1)ウに同じ。

エ 身体拘束等の適正化

指定通所支援基準条例(2)エに同じ。

- オ 虐待防止のさらなる推進
指定通所支援基準条例(2)オに同じ。
- カ ハラスメント対策の強化
指定通所支援基準条例(2)カに同じ。
- キ 重要事項の備え付け
指定通所支援基準条例(2)キに同じ。
- ク テレビ会議等の活用
指定通所支援基準条例(2)クに同じ。

ケ 指定福祉型障害児入所施設の人員配置基準

主として知的障害のある児童又は盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の総数を、おおむね障害児の数を4.3から4で除して得た数以上とするものに変更します。(※1年の経過措置あり)

現 行	今回改正
おおむね障害児の数を4.3で除して得た数	おおむね障害児の数を4で除して得た数

- コ 指定障害者支援施設の指定を受けていること等をもって、指定福祉型障害児入所施設の基準を満たしているものとみなす経過措置

福祉型障害児入所施設における18歳以上の入所者（いわゆる「過齢児」）は原則として障害者支援施設（18歳以上の障害者の入所施設）や地域に移行するよう努めていますが、移行が困難な方もいるため、令和3年3月31日までとされている経過措置を、令和4年3月31日まで延長します。

4 施行期日

令和3年4月1日（改正される省令と同日）

【参考資料】市第160号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

		児童福祉施設 基準条例	指定通所支援 基準条例	指定入所施設等 基準条例	経過措置期間
ア	感染症対策等の強化	○	○	○	3年
イ	非常災害対策の強化				
①	非常災害対策（計画策定、関係機関との連絡体制の整備、救出等訓練の実施等）	○	対応済 ※1	対応済 ※1	
②	訓練への地域住民の参加	○	○	○	
ウ	業務継続に向けた取組の強化	○	○	○	3年
エ	身体拘束等の適正化	—	○	○	1年
オ	虐待防止のさらなる推進	—	○	○	1年
カ	ハラスメント対策の強化	—	○	○	
キ	重要事項の備え付け	—	○	○	
ク	テレビ会議等の活用	—	○	○	
ケ	人員配置基準について				
①	障害福祉サービス経験者の削除	—	○	—	2年
②	常時医療的ケアが必要な障害児に医療的ケアを行う場合の看護職員配置	○	○	対応済 ※2	
③	指定福祉型障害児入所施設の人員配置基準	○	—	○	1年
コ	指定福祉型障害児入所施設の経過的措置の延長	—	—	○	

※1 同趣旨の対応を各基準条例においてすでに求めています

※2 指定福祉型障害児入所施設においては看護職員の配置がすでに義務化されています。